

2008年2月29日

声 明

市民オンブズマン福井

本日、私たちは、福井県庁巨額カラ出張損害賠償請求（差戻）控訴事件に係る2月20日名古屋高裁金沢支部の判決を極めて不当であると認め、上告受理文書兼上告状を郵送しました。

私たちが上告する理由は下記のとおりです。

記

福井県庁における巨額のカラ出張（裏金作り）は、長年にわたり組織ぐるみで構造的に行われていたことは、福井県の旅費調査委員会の調査結果で明らかにされた紛れもない事実である。

前知事は、旅費の不正支出に係る全庁調査を早期に指示せず、さらに、不正支出額の返還においても、全額返還した他県とは異なり一部返還にとどめることを是認したことも明白である。

先述にもかかわらず組織のトップに責任はないとする控訴審判決は、市民の常識を無視し、官の常識におもねるものである。

市民の立場に立つか、官の立場に立つかによって、裁判の結果がかくも異なることを私たちは理解した。

大多数の県民も、私たちの主張を支持するものと確信し、堂々と胸を張って最高裁の判断を仰ぐものである。

以上